

意見募集要領

1 意見募集対象

電波法関係手数料令の一部を改正する政令案

2 意見募集の背景

経済情勢の変動等に鑑み、電波法関係手数料令（昭和 33 年政令第 307 号）に規定する無線設備の操作の監督に関する講習及び無線従事者国家試験の手数料の額について改定を行うものです。

3 資料の入手方法

意見募集対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道発表」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法により意見提出期間までに意見を提出してください。

意見の提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見を提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから、意見を提出してください。

※意見提出フォームには、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見を提出してください。

※添付ファイルを送付する場合は、(2) の方法により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

連絡先窓口に記載の電子メールアドレス宛てに、意見を送付してください。

※件名に「電波法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する意見」と記載してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、可能な限り(1)の方法の利用をお願いいたします。

※可能な限りメール本文に意見、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載してください。

※添付ファイルを利用する場合、ファイル形式は、テキストファイル、Microsoft

社Wordファイル（docx）又はJustsystem社一太郎ファイルのいずれかで提出してください（他のファイル形式を希望する場合は、事前に担当まで問合せ願います。）。

※電子メールでの受取可能サイズは、メール本文等を含めて10MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（3） 郵送する場合

次の送付先に、別紙の様式により、意見を送付してください。

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 宛て

※別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、Microsoft社Wordファイル（docx）又はJustsystem社一太郎ファイル（他のファイル形式を希望する場合は、事前に担当まで問合せ願います。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

（4） F A Xを利用する場合

連絡先窓口に記載のF A X番号宛てに、別紙の様式により、意見を送付してください。

※必ず、連絡先窓口の担当に電話連絡した後で、送付してください。

※別途、電子データによる意見の送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和元年9月21日（土）から同年10月21日（月）まで＜必着＞
（郵送については、令和元年10月21日の消印まで有効とします。）

6 留意事項

○意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、意見募集対象の該当ページ・該当箇所等を記載してください。

○提出された意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] 及び総務省ホームページに掲載いたします。

○提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。なお、連絡担当者の氏名は公表しません。

○記入された氏名（法人又は団体にあつては連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電

話番号、電子メールアドレスは、意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象ではない意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いた上で公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課

担 当 中岡検定試験官、川畑係長

電 話 03-5253-5876（直通）

F A X 03-5253-5940

電子メールアドレス radio_operator_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注)
電話番号
電子メールアドレス

「電波法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する意見募集」に関し、以下のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。